

# かごしま移住就業・起業支援事業 Q & A

(姶良市)

## <申請について>

Q1-1. どのような制度なのか。

Q1-2. どのような者が申請できるのか。

Q1-3. 就職先はどこでもよいのか。

Q1-4. 申請できる時期はいつか。

Q1-5. 支給額はいくらか。

Q1-6. 移住支援金はどこに申請すればよいのか。

Q1-7. どのような書類を提出すればよいのか。

Q1-8. 姶良市の他の補助金や支援金との併給は可能か。

Q1-9. 同一世帯に属する者が、移住支援金を複数回申請することは可能か。

## <移住支援金交付後の取り扱いについて>

Q2-1. 移住後5年以内に転出した場合はどうなるか。

Q2-2. 就職先を退職した場合はどうなるか。

本 Q & A において、各用語の意義は次のように定義する。

### (1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

### (2) 東京圏内の条件不利地域

・東京都 :檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

・埼玉県 :秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

・千葉県 :館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

・神奈川県 :山北町、真鶴町、清川村

### (3) 移住

本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入すること。

### (4) 定住

一定の場所に住居を決めて永続的に居住すること。

<申請について>

Q1-1.どのような制度なのか。

A. 東京 23 区(在住者または通勤者)から姶良市内に移住し、鹿児島県が運営するマッチングサイトに登録された法人に就業した方またはテレワークにて移住元での業務を引き続き行う方に移住支援金を支給する制度です。

Q1-2. どのような者が申請できるのか。

A. 次に掲げる事項の全てに該当する者。

①住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算5年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしてきたこと。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

※住民票を移す直前までの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除きます。

Q1-3. 就職先はどこでもよいのか。

A. 鹿児島県のマッチングサイトに掲載されている法人で、週 20 時間以上の無期雇用契約の求人が対象です。ただし、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業は対象外となります。

Q1-4. 申請できる時期はいつか。

A. 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、また、就業後3か月以上経過していることが条件となります。

※申請日から5年以上継続して居住する意思を有していることが前提です。

Q1-5. 支給額はいくらか。

A. 2人以上の世帯で移住した場合は 100 万円(ただし、令和4年4月1日以降に 18 歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、18 歳未満の者1人につき最大 100 万円を加算します)。

単身での移住の場合は 60 万円が支給されます。

Q1－6. 移住支援金はどこに申請すればよいのか。

A. 姶良市に移住した場合、以下の窓口へ申請してください

姶良市加治木町本町 253 番地

姶良市役所 加治木総合支所 企画部 地域政策課 地域政策係

(電 話)0995-66-3111(内線 245)

(FAX )0995-62-3699

(メール)[seisaku@city.aira.lg.jp](mailto:seisaku@city.aira.lg.jp)

Q1－7. 他の補助金や支援金との併給は可能か。

A. ケースによって異なる場合がありますので事前にご相談ください。

Q1－9. 同一世帯に属する者が、移住支援金を複数回申請することは可能か。

A. 同一世帯から2名以上就業する場合でも、1件の取り扱いとなる。よって、世帯に対して 100 万円の支給となります。

<支援金交付後の取り扱いについて>

Q2－1. 移住後5年以内に転出した場合はどうなるか。

A. 移住支援金の申請日から3年未満に転出した場合は、全額の返還。申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合半額の返還をしていただきます。

Q2－2. 就職先を退職した場合はどうなるか。

A. 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を退職した場合、移住支援金を全額返還していただきます。

※雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではありません。